

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月14日
【報告者の氏名又は名称】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 5449 - 6310 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部副本部長 櫻井 康芳
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社を指します。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ngi group株式会社を指します。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時をいいます。

(注9) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

ngi group株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3)【公開買付期間】

平成24年2月15日(水曜日)から平成24年3月13日(火曜日)まで(20営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

応募株券等の総数(5,824,400株)が買付予定数の下限(4,765,400株)に達し、かつ、買付予定数の上限(7,148,100株)を超えなかったため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年3月14日に報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	5,824,400(株)	5,824,400(株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券()	-	-
株券等預託証券()	-	-
合計	5,824,400	5,824,400
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	58,244
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	480
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(g)	132,610
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	42.73

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(d)」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(g)」は、対象者の第15期第3四半期報告書(平成24年2月14日提出)記載の平成23年9月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては対象者の新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者普通株式についても買付け等の対象としたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の第15期第3四半期報告書(平成24年2月14日提出)記載の平成23年12月31日における発行済株式総数(13,261,000株)に、対象者の第14期有価証券報告書(平成23年6月24日提出)に記載された平成23年5月31日現在の対象者の新株予約権(6,654個)のうち、公開買付期間に権利行使期間が到来しない第9回新株予約権(1,570個)並びに平成23年6月1日から平成23年12月31日までに消滅した新株予約権として対象者から報告を受けた第3回新株予約権(3個)、第4回新株予約権(16個)、第5回新株予約権(30個)及び第8回新株予約権(729個)を除く新株予約権(4,306個)の行使により発行される可能性のある対象者普通株式の数(482,800株)を加えた13,743,800株に係る議決権の数(137,438個)を「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(g)」として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。